

ハートがたくさんの村づくり

差別のない、人への思いやりを大切にする、
明るい南阿蘇村をつくりましょう。



人権とはなんですか？

人権とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であって、だれにとっても大切なもの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものです。今回も、「ヘイトスピーチ解消法」についてお伝えします。



○ヘイトスピーチ解消法とは どんな法律なのか？

この法律は、本邦の域外にある国または地域の出身者に対する不当な差別的言動を解消するために、平成二十八年六月三日に施行されました。正式名称は「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」で、七つの条文から構成されています。

第一条の目的では、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であり国などの責務を明らかにするとともに、基本的施策を定めてあります。

第二条の定義では、本邦外出身者であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを扇動する不当な差別的言動について定められています。

第三条の基本理念では、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならないと定められています。

第四条では、国が施策を実施するとともに、地方公共団体への必

要な助言その他の措置を講ずることなど国および地方公共団体の責務が定められています。

第五条では、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応じることなど相談体制の整備について定められています。

第六条では、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施することなど、教育の充実について定められています。

第七条では、国および地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について住民に周知することなど、啓発活動について定められています。

この条文と別に衆議院および参議院で付帯決議が採決されており、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容や頻度が地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体においては、国と同様に、その解消に向けた取組に関する施策を着実に実施すること、イン

ターネットを通じて行われる本邦外出身者などに対する不当な差別的言動を助長し、または誘発する行為の解消に向けた取組に関する施策を実施することなどが記載されています。



村民みんなで「ハートがたくさんの村」をつくりましょう。

総務課 人権政策係